

生研支援センタームーンショット型研究開発事業における データマネジメントに係る基本方針

公的資金により行われた研究活動により生み出された研究データは国民共通の知的資産であり、研究内容の特性等にも考慮しつつ、データシェアリングポリシーやデータマネジメントプラン、リポジトリ等、適切なルールやインフラを整備して、管理していく必要がある。ムーンショット型研究開発において生研支援センターは、ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針（令和2年2月）に基づき、先進的なデータマネジメントを推進することとしている。

本基本方針は、この趣旨に即し、本事業における基本的なデータマネジメントの方針を定めるものである。

プログラムディレクター（PD）及びプロジェクトマネージャー（PM）は、本基本方針に基づき、研究者間の情報交換や研究データの保存・共有・公開を促すなどの先進的なデータマネジメントを推進する。また、研究データの保存・共有・公開の状況をプロジェクト評価の対象とする。

本方針に記載のない事項については、各プロジェクトの目的を踏まえ、PM及びプロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

1. 本方針で用いる用語の定義

（1）研究データ

研究開発の過程で生み出される全てのデータで、電磁的な形態により管理可能なものをいう。研究ノートやメモ、実験や観測、シミュレーション等から直接得られたデータやそれらを加工したデータ、論文のエビデンスとなるデータ、会議資料等が含まれる。

（2）管理対象データ

管理対象データは、本プロジェクトの実施により生み出される研究データのうち、研究開発活動の実績を示すエビデンスとなるデータであり、PMがその範囲を定める。管理対象データは研究開発の進捗に応じてPMの判断により更新される。

（3）非管理データ

管理対象データ以外の研究データをいう。

（4）メタデータ

管理対象データそのものではなく、そのデータを説明するための情報より構成されるデータをいう。メタデータは、データの名称、データの説明、データの管理者及びその連絡、データの所在場所、データの保存・共有・公開の方針等の情報を含む。

(5) データマネジメントプラン (DMP)

管理対象データの管理・利活用の考え方を示した計画書をデータマネジメントプラン (DMP) という。

(6) BRAIN 指定データ

研究開発データのうち、委託者が管理すべきデータであって、委託者に提供される研究開発データとして指定された研究開発データをいう。

(7) 自主管理データ

BRAIN 指定データ以外の研究開発データであって、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

2. 本研究開発における研究データの基本的事項

自主管理データについては、一義的には PM 及びプロジェクト参加者が管理方針を決定すべきものであるが、オープン・クローズ戦略に基づき保存・共有・公開等の区分を明確にし、必要な範囲で研究データの公開を行い、種々の目的や用途のためにプロジェクト参加者自らによる利活用又は他者に対する提供等を促進するよう努めるものとする。

3. 生研支援センターと受託者とが約する事項

(1) データマネジメントプラン (DMP) の作成・提出

PM は、プロジェクト開始後、データの取得又は収集の想定ができた時点で、管理対象データに係るデータマネジメントプラン (DMP) の原案をプロジェクト参加者に作成させ、取りまとめ、生研支援センターが別途指定する様式により生研支援センターに提出する。

(2) データマネジメントプラン (DMP) の追加提出・修正

PM は、研究開発の進捗に応じて適宜適切に管理対象データの範囲のアップデートを行い、データマネジメントプラン (DMP) を追加又は修正し、生研支援センターが別途指定する様式により生研支援センターに提出する。

(3) メタデータの提出

PM は、データマネジメントプラン (DMP) に沿って、プロジェクト参加者にメタデータを作成させた後、メタデータを集約し、生研支援センターが別途指定する様式により生研支援センターに提出する。提出したメタデータは、生研支援センターが作成する公開、共有及び非公開のデータカタログに記載することに同意したものとする。メタデータは全ての管理対象データについて作成される。

(4) オープン・クローズ戦略に基づく管理対象データの公開等

PM 及びプロジェクト参加者は、データマネジメントプラン (DMP) に沿って、管理対象データ及びメタデータの保存・共有及び必要な範囲での公開を行う。なお、生研支援センターでは、今後、農研機構統合 DB¹の外部利用の準備が整い次第、そのメリット・デメリットを理解の上、希望する PM 及びプロジェクト参加者を対象に、管理対象データ及びメタデータの格納を推奨する予定である。

(5) データマネジメント体制の整備

本方針に従い、管理対象データのマネジメントを適切に行うため、知財委員会² (ムーンショット型農林水産研究開発事業実施要領 (令和 2 年 12 月 14 日付け 2 生セ第 0909003 号) II の 2 の (1) の知財委員会をいう。以下同じ。) にデータマネジメント機能を付与する。

知財委員会は、目標 5 全体のデータマネジメント方針の設定、BRAIN 指定データの指定、研究者間の情報交換や研究データの保存・共有・公開を促すなど先進的なデータマネジメントの推進等を行う。

4. プロジェクト参加者間で定める事項

(1) コンソーシアムにおけるデータマネジメントの体制の整備

本方針に従い、管理対象データのマネジメントを適切に行うため、コンソーシアムごとの知財運営委員会³ (ムーンショット型農林水産研究開発事業実施要領 (令和 2 年 12 月 14 日付け 2 生セ第 0909003 号) II の 2 の (2) の知財運営委員会をいう。以下同じ。) にデータマネジメント機能を付与する。

知財運営委員会は、研究データの活用方針、管理すべき研究データの特定、管理対象データの保存・共有・公開等の区分の明確等のオープン・クローズ戦略の検討、データの利用許諾条件等の調整等を行う。これらの調整結果を知財様式6に集約し、生研支援センターに提出する。

(2) 本プロジェクトの研究データの第三者への開示の事前承認⁴

本プロジェクトの実施によって取得又は収集された研究データのうち、管理対象データについては、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、知財運営委員会の承認が得られた研究データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。各データにおける方針は知財様式6に集約する。

(3) 研究データの管理及び利用許諾

PM 及びプロジェクト参加者は、データマネジメントプラン (DMP) に従って管理対象データの管理及び利活用を行う。

管理対象データの利用許諾は、データマネジメントプラン (DMP) に従って行う。許諾する研究データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

(4) プロジェクト期間中の研究開発又はプロジェクトの成果の事業化のための研究データの利用許諾

プロジェクト参加者は、プロジェクト期間中におけるプロジェクト内での他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対して、又はプロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償又は合理的な利用料で利用許諾することを原則とする。(管理対象データにおいて、プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。)

ただし、当該研究データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用

許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特にプロジェクト参加者がプロジェクトの実施のために持ち込んだ研究データ）については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

¹ 農研機構統合 DB は、農業に関係するさまざまな研究データの安全で永続的な管理・保全、研究者間での共有・利活用による分野横断的な研究の推進、データの人工知能（AI）解析支援によるデータ駆動型農業研究の高度化・迅速化、さらに農業界・産業界へのデータ提供による「スマート農業」の推進等を目的として構築されたデータベースである。農研機構統合 DB には、以下の特長を有している。

- ・ 最大3重バックアップ可能で自動的なバージョン管理機能を有する3PBのストレージ
- ・ 徹底したネットワークセキュリティ対策による研究データの保護
- ・ 全データにカスタマイズ可能なメタデータを付与し、研究データを見える化・カタログ化（1次DB）
- ・ AI解析に適したフォーマットでさまざまなデータベースを構築可能（2次DB）
- ・ 個人またはグループ単位でデータへの閲覧権や編集権などを自由に設定することが可能
- ・ データの外部公開システムや農研機構 AI スパコン（別途申請要）との連携機能
- ・ 農業データ連携基盤 WAGRI（別途申請要）との連携機能

これにより、農研機構統合 DB の利用者は、研究開発で得られたデータを安全に集約・保管することができ、研究者自身によるデータ保存の義務・負担が軽減される。また、適切なメタデータを整備することで有用な研究データの存在を可視化、メタデータ検索や全文検索を通して新たな研究的知見を得ることができる。さらに、柔軟なアクセス制御により、データを適切に共有することが可能である（データへのアクセス権は、登録者が設定可能）。

農研機構統合 DB は当面無料で運用する予定である。有料化の時期は未定だが、有料化する場合はあらかじめ十分な時間的余裕をもってお知らせする予定である。なお、将来的に有料化した際に、一定期間費用をお支払いいただけなかった場合は、当該データの利用状況も踏まえた上でデータをアーカイブすることを検討している。アーカイブされたデータはオンラインでアクセスすることができなくなり、バックアップ等も行われず。また、さらに一定期間経過後に予告なく削除する可能性がある。農研機構役職員以外の方による農研機構統合 DB の利用は、利用規約が策定された後に可能となる予定である。利用準備が整った段階で改めてお知らせする。

²知財委員会は、PD、PM、関係府省及び有識者により構成され、その任務は、研究開発成果に関する論文発表及び知的財産権（特許権、育成者権等）の出願・維持等の方針決定等のほか、必要に応じて知的財産権の実施許諾に関する調整等を行うことである。

³知財運営委員会は、コンソーシアム毎に設置する。PM を委員長とし、対象となる知的財産権に関連する共同研究機関で構成され、必要に応じて秘密保持に関して本規約の遵守に同意した外部有識者を加えることができるものとする。研究データに関する任務は、管理対象データの保存・共有・公開等の区分の明確化等のオープン・クローズ戦略の検討等である。

⁴個人情報を含む研究データについては、他者に提供する場合には、本人の同意を得ることや特定の個人を識別できないように加工することが必要となるが、プロジェクト参加者は、当該加工に際し、法令及びガイドライン等を十分に考慮する必要があることに留意する。また、管理対象データを管理するに当たり、不正競争防止法における保護を受けるためには、その自主管理データが、不正競争防止法上の「営業秘密」として管理されていることが必要である点に留意する。

(基本方針終わり)

(参考1) ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針(ムーンショット目標1~6)(令和2年2月4日(一部改定 令和2年3月4日、一部改定 令和3年1月18日)内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)、文部科学省 科学技術・学術政策局長、農林水産省 農林水産技術会議事務局長、経済産業省 産業技術環境局長)(抜粋)

1. 制度の特徴

○研究活動により生み出された研究データの利活用とそれによる先進的な研究マネジメント支援を促進するため、先行的に研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)の活用を図るなど、先進的なデータマネジメントを推進する。

3. 研究開発の推進体制

【研究推進法人】

○研究推進法人は、次に掲げることを任務とする。

13 先進的なデータマネジメントを推進するため、研究データ基盤システムを用いるなどによって、PM及び研究者に提出させたメタデータから構成されるデータカタログを管理する。

○研究推進法人は、任務を行うに当たり、関係府省や他の研究推進法人等と連携しながら取組を進めるとともに、評価作業の効率化等により、研究者が研究に専念できる環境づくりに努める。また、研究の公正性の確保に向け、先進的なデータマネジメントも活用しつつ、委託先等での研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を事前に防止する取組に努める。

【PM】

○PMは、次に掲げることを任務とする。

4 管理対象データの範囲等を定めたデータマネジメントプラン(DMP)を策定するとともに、これに基づき、研究者から管理対象データのメタデータを集約し、研究推進法人に提出する。また、研究データ基盤システム等を用いて、管理対象データの保存、共有及び必要な範囲での公開を行う。

4. 研究開発の実施方法

【研究開発の実施】

○OPD及びPMは、研究者間の情報交換や研究データの保存・共有・公開を促すなどの先進的なデータマネジメントを推進する。

(参考2) ムーンショット型農林水産研究開発事業実施要領(抜粋)

VI 知的財産権の取扱い

2.2 研究成果の取扱い

(2) データマネジメント

公的資金により行われる研究開発から得られたデータは国民共通の知的資産でもあり、研究内容の特性等にも考慮しつつ、オープンサイエンスの促進の観点から、適切なデータシェアリングポリシーやデータマネジメントプラン、リポジトリ等を作成して、データを管理・公開していく必要があります。生研支援センターは、先進的なデータマネジメントを推進するため、研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud等)を用いるなどによって、PM及び研究実施者に提出させたメタデータから構成されるデータカタログを管理します。PMの任務として、管理対象データの範囲等を定めたデータマネジメントプラン(DMP)を策定するとともに、これに基づき、研究実施者から管理対象データのメタデータを集約し、生研支援センターに提出していただく必要があります。また、データシェアリングポリシーを作成するとともに、研究データ基盤システム等を用いて、管理対象データの保存、共有及び必要な範囲での公開を行っていただきます。